

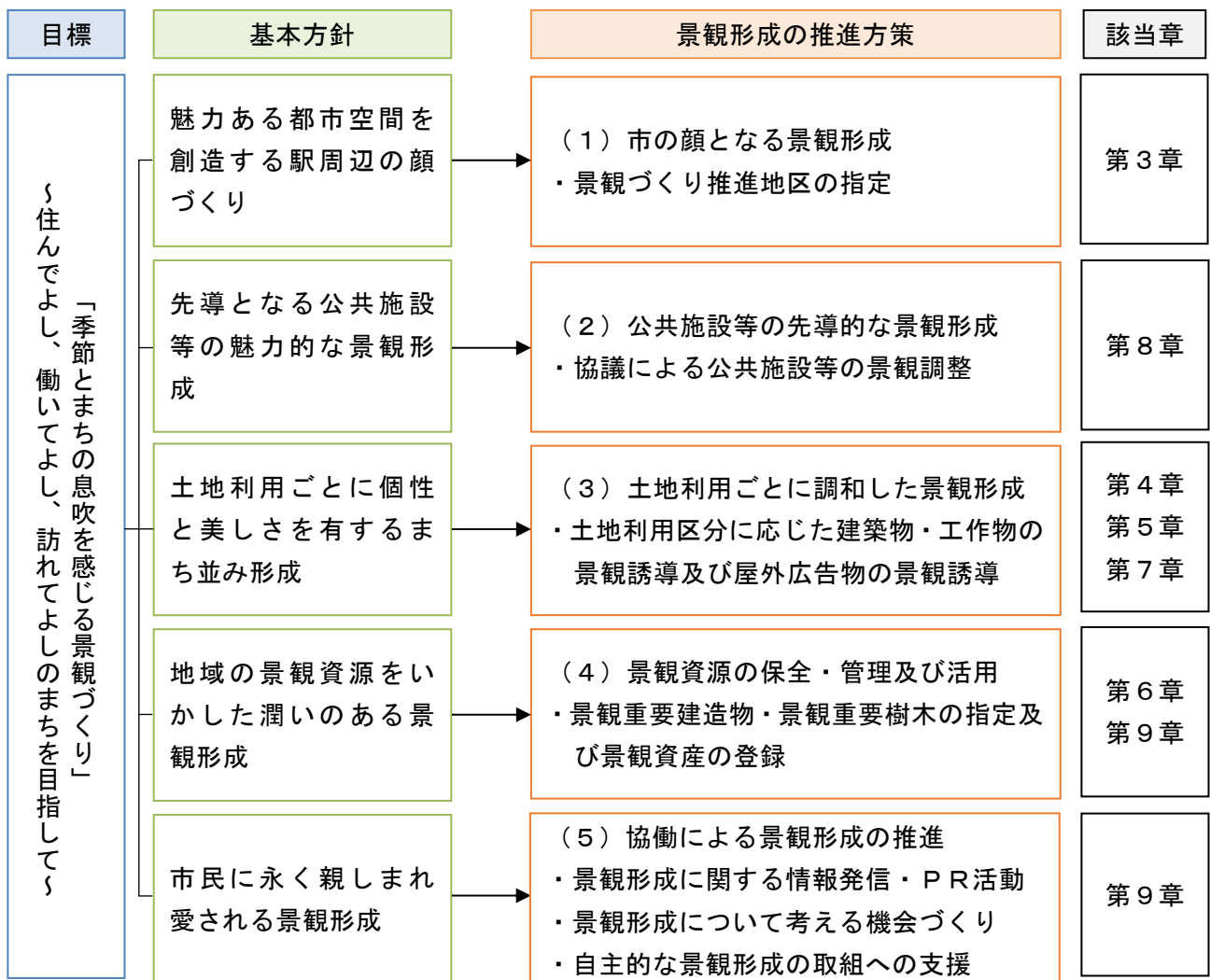
第9章 景観形成の推進

第4章で示した景観形成の目標の実現に向け、基本方針に沿って体系化した景観形成の推進方策に取り組みながら、景観形成を推進していきます。

1 景観形成の推進方策

本計画に基づいて取り組む景観形成の推進方策は、次の体系図のとおりです。

景観形成の推進方策の体系図



(1) 市の顔となる景観形成（詳細は第3章を参照）

拠点的な地区やシンボルロード沿道など、本市の顔となるような地区において、地域の特性をいかした景観形成を推進するため、きめ細かな景観誘導を図ることが必要です。

そこで、都市景観条例に基づく景観づくり推進地区の指定を推進します。特に、訪れた人に市の第一印象を与える、市の玄関口となる駅周辺地区の追加指定に向けて取り組みます。



景観に配慮した整備が行われた
笹目川プロムナード



にぎわいが生まれている
戸田公園駅西口

(2) 公共施設等の先導的な景観形成（詳細は第8章を参照）

多くの人々が利用し、目に触れる機会が多い、道路、公園、河川、公共建築物等の公共施設等については、景観上の影響が大きく、景観形成における先導的な役割を果たすことが必要です。

そこで、公共施設等ガイドラインとともに都市景観アドバイザーからのアドバイスを活用して調整を図るとともに、設計・施工の段階に応じた協議により、地域のシンボルとなる公共施設等の創出に取り組みます。



地域の人に親しまれている
上戸田地域交流センターあいパル



夜間にイルミネーションが行われている
児童センターこどもの国

(3) 土地利用ごとに調和した景観形成（詳細は第4章、第5章及び第7章を参照）

○建築物・工作物の景観誘導

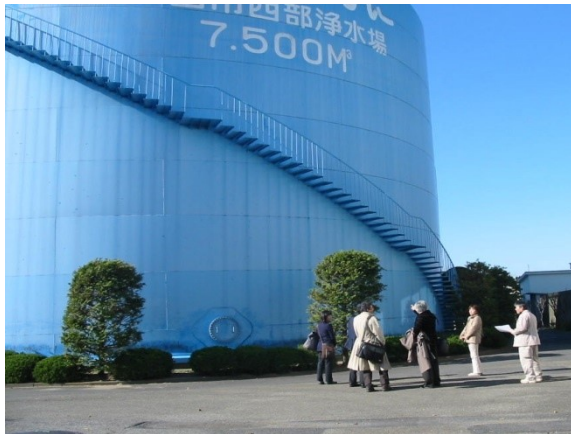
一定規模以上の建築物等の建築等については景観上の影響が大きいことから、景観計画区域内行為届出の対象とし、敷地単位での景観誘導にとどまらず、周辺との調和を図ることが必要です。

そこで、土地利用区分に応じたデザインの基本的考え方及び景観形成基準により、周辺の土地利用と調和した景観の誘導を図ります。また、事前協議を行い、美しい都市づくりのためのデザインガイドラインとともに都市景観アドバイザーからのアドバイスを活用することで、さらなる景観の質的向上を図ります。

○屋外広告物の景観誘導

屋外広告物については、まち並みを構成する重要な要素であり、景観への配慮が必要です。

そこで、本市の特性を踏まえた屋外広告物条例による規制に加えて、屋外広告物ガイドラインを活用して景観誘導に取り組むとともに、特に都市景観条例に基づく景観づくり推進地区では、地区に応じた屋外広告物の景観誘導を重点的に推進していきます。



西部浄水場の配水タンクの塗り替えについて
都市景観アドバイザーと相談している様子



周辺の住宅地と調和するよう
塗り替えが行われた西部浄水場の配水タンク

(4) 景観資源の保全・管理及び活用（詳細は第6章及び本章参照）

景観資源は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度を活用した適切な保全・管理に加えて、景観資源を新たに掘り起こし、地域の象徴として景観形成に活用していくことが必要です。

そこで、本市の魅力的な風景などを地域の景観「資産」とする景観資産登録制度の構築を検討します。登録した景観資源は、景観誘導の際に活用するとともに、地域に愛着を持つきっかけになることや、市民主体の景観資源を保全・活用する活動につながっていくことが期待されます。



笹目神社、さくら川の桜並木と
一体となっている下町公園のサクラ



校歌や開校100年の歌にも登場する
美谷本小学校のケヤキ

(5) 協働による景観形成の推進

1) 景観形成に関する情報発信・PR活動（景観について『知る・関心を持つ』）

景観形成を効果的に進めるためには、景観まちづくりの担い手である市民・事業者・市のそれぞれが「景観はみんなのものであり、自分のものである」という当事者意識を持つことが大切であり、市民や事業者も地域の景観に関心を持つことが必要です。

そこで、市の広報などによる情報発信・PR活動に加えて、地理情報を統合管理する既存の仕組みである「いいとだマップ」や双方向で情報のやり取りができるSNS等のソーシャルメディアを活用した情報発信など、市民や事業者が地域の景観を気軽に、楽しく、身近に感じられるように効率的な情報発信の方法の検討を進めていきます。



広報戸田市特集記事（平成30年9月1日号）



屋外広告物適正化旬間におけるPR活動

2) 景観形成について考える機会づくり（景観について『考える・理解を深める』）

良好な景観形成を図るためには、市民や事業者が地域の景観について関心や気づきを得ることに加えて、景観形成について学び、考え、理解を深めていく機会とともに、景観形成への意識及び意欲を高めていくための動機づけが必要です。

そこで、景観形成に関する座談会、シンポジウム等の実施について検討するとともに、景観表彰制度の創設について併せて検討を進めます。この制度では、事前協議に取り組む中で、良好な景観形成に寄与する優れた事例、地域における景観づくりの活動等についての表彰を検討します。



小学生向けの景観まちづくりの出前授業



市民向けの景観まちづくりの講座

3) 自主的な景観形成の取組への支援（景観について『行動する・実践する』）

良好な景観を形成するためには、建築物等の景観誘導に係る取組に加えて、市民や事業者が主体となって景観形成に取り組むことが必要です。

そこで、市民や事業者が地域の景観形成に取り組みやすくするため、三軒協定（※）の利用を促進し、市民や事業者が協力して行う景観形成の活動に対して支援を行います。また、身近な景観形成の活動が点から線へ、線から面へと広がっていくよう、景観づくり協定地区、景観協定（※）や景観計画提案制度（※）について、普及啓発を行います。

- ※ 三軒協定…連続した三軒以上で、花・緑の植栽等による景観形成を自主的に行うもの 【都市景観条例】
- ※ 景観協定…一団の土地において、土地所有者等全員の合意により、景観上の自主的な規制を行うもの【法】
- ※ 景観計画提案制度…一定の要件を満たした土地の区域について、住民等が景観計画の提案を行うもの【法・都市再生特別措置法】



景観資源である河川沿いの並木と調和した三軒協定



暖かみのある光が印象的な夜間景観の三軒協定

2 景観形成の推進体制

景観形成の推進体制は次のとおりであり、連携を図りながら、景観形成の円滑な推進を図ります。

●戸田市都市計画審議会

法の規定により、景観計画を策定又は変更する場合、都市計画区域に係る部分について意見を聴かなければならないものとされています。

●戸田市都市景観審議会

都市景観条例の規定により、主に次に掲げる景観形成に関する重要事項について調査・審議します。

- 景観計画策定・変更、計画提案に対する策定・変更の必要性の判断
- 行為の届出に係る勧告、変更命令等
- 景観重要建造物・景観重要樹木に係る指定・変更・解除・管理に関する命令・勧告
- 景観づくり推進地区に係る事項
- その他景観形成に関する重要事項

●戸田市都市景観アドバイザー

都市景観条例の規定により、主に次に掲げる良好な景観形成のための事項について専門的助言を行います。

- 公共施設等の整備に係る調整
- 景観計画区域内行為届出における事前協議に係る調整
- 景観まちづくり活動の支援等

3 景観計画の進行管理及び見直し

本計画における景観形成の推進方策に係る取組状況については、毎年実施する行政評価（※）により効率的に評価を行い、その評価を踏まえ、本計画の進行管理を行います。

また、第1章において定めたとおり、策定から概ね10年を本計画の期間とし、計画期間内に改定する必要がある場合は、適宜見直しを行います。見直しに当たっては、市民、都市景観審議会及び都市計画審議会の意見を聴いて行います。

※ 行政評価…より効率的な施策及び事務事業の実現に向けて、費用対効果、業務改善等の視点からその成果を評価するもの